

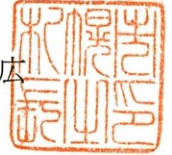


札幌市告示第 832 号

札幌市里親研修・トレーニング等事業運営業務にかかる公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

平成 31 年 2 月 18 日

札幌市長 秋元 克広



1 担当部局

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 1-1

札幌市子ども未来局児童相談所相談判定一課

電話(011)-622-8630

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 役務名

札幌市里親研修・トレーニング等事業運営業務

(2) 業務内容

本市登録の未委託里親に対し、子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を養成することにより、更なる里親委託の推進を図る。また、全登録里親を対象に、レベルアップ研修・更新研修を行い、養育技術向上を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

- (1) 札幌市内に活動拠点を有する法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 里親制度及び要保護児童に対して理解があること。
- (3) 里親支援業務又は類似業務の活動実績があること。
- (4) 市との契約等において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置

を受けていないこと。

- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (7) 審査基準日の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (8) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者
- (9) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 平成 31 年 2 月 18 日(月) |
| (2) 質問書の提出期限 | 平成 31 年 2 月 25 日(月)17 時必着 |
| (3) 質問書に対する回答(予定) | 平成 31 年 3 月 1 日(金) |
| (4) 参加意向申出書の提出締切日 | 平成 31 年 3 月 8 日(金)17 時必着 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 平成 31 年 3 月 15 日(金)17 時必着 |
| (6) 審査委員会の開催 | 平成 31 年 3 月 22 日(金) |
| (7) 提案事業者への選定結果の通知 | 平成 31 年 3 月下旬 |
| (8) 委託契約 | 平成 31 年 4 月上旬 |

5 仕様書等の取得方法

上記 1 の場所にて交付するほか、札幌市役所ホームページにて取得可能とする。